

議 案 第 6 0 号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同法」の次に「附則」を加える。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第38条中「第42条第1項」を「第42条」に改める。

第40条第2項中「同法」の次に「附則」を加える。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「あつては」の次に「、第1項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項第1号中「同法」の次に「附則」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。